



それをやらないと、しかもこんな短時間でお粗末な議論をするのでは、事教育に関するのでござりますから、これは非常に重大な悪影響を将来に及ぼしては困りますので、その点は委員長に思いますが、この点、委員長の御所見をまず伺つてから、具体的に揮発油税法の質問を終わりましたら、この取り扱いについて理事会で御相談を願いたいと思います。

○委員長(新谷寅三郎君) 木村委員から御発言でござりますが、これはすでに先般来審議入っております。それから、そういう御意見もある意味ではごもっともだと思ひますけれども、実は文教委員長にも私からこういう問題について意見をただして、この問題に入る前に意見をただしてみたわけですが、文教委員会におきましても合同審査のような要求は受けておらないということをございましたので、この問題については本委員会におきまして十分御審議を願おうということです今まで來ているわけです。したがつて、まあお話をありましたから、後ほど理事会等で御意見の点は相談をしてしまして、あるいは御希望に沿えるか沿えないか、いまのところよくわかりません。とにかく御趣意の点は一応理事会で相談をしてみたいと思います。

あとで相談してみたいと思います。

○成瀬暢治君 関連して。いま、委員長のほうから、文教委員長に対しても審査等の問題について設問をされ

きょうの時点ではなくて、私は、ある時間的にいえば、前の話だと思うのです。きょう私のほうが承知をしておる点は、文教委員会において、わが党のお方からその問題が文教委員会に持ち出されまして、結論が出ておりませんけれども、申し出があったという事実あるいは、これはもう確かなことなんですから、そういう点については、わが党の文教委員のほうから全然連絡がない、論議をされなかつたというのじゃなくて、十分なる意思表示があつたという点は委員長にこの際申し上げておきまして、後刻そういう問題については御相談を申し上げたいと思います。

○委員長 新谷寅三郎君 承知いたしました。後刻御相談いたしますから……私は、きょうはまだ文教委員長からは何らそういう要望を受けておりませんことを申し上げておきます。

○木村賀八郎君 後刻、私がいま要望した点につきまして、理事会で御相談されるということでございますから、その点を承いたしますが、先ほど委員長が、文教委員長と話し合いをして結果、文教委員会のほうからそういう申し出がないような、こちらの委員長と文教委員長と話し合いをされた。それは初めていま私は伺つたものですから、あらためて私は御要望申し上げまして、私のいまの要望の点につきましては、後刻理事会で御相談をしてくださいと云ふということですから、その点は了解いたしまして、質問に入りたいと思ひます。

まず、この揮発油税法と地方道路税法の問題は、三十九年度の減税と関連いたしまして、非常に大きな問題になりましたことは御承知のとおりです。大蔵大臣は、平年度二千億以上の減税を公約した、しかし揮発油税及び地方道路税、特に揮発油税は目的税であるから、これは政府の公約した減税と除外して考えるべきだ、こういうふうに答弁されてきているわけです。御承知のように、三十九年度の揮発油税の収入は二千三百三十七億、四百三十四億の前年度予算に対し増収になっております。地方道路税は、四百二十三億でございまして、七十八億の増収になります。揮発油税と地方道路税を合わせますと、五百十二億の増収になる。われわれは、これは実質的な増税である。したがって、政府は平年度で二千億以上の減税をしたと公約しておりますが、これを差し引いて考えるべきだ、こう主張をしてきたわけです。そうすると、二千億をはるかに下回る。

しますのは、御承知のとおり、一つの税金からあがる収入を一定の歳出目的のためにのみ使用する、これが目的税の意義であるうかと存します。そういう点からいたしますると、地方道路税につきましては、それを道路財源のみ使用するという規定があるわけあります。したがって、地方道路税と、それから同じような規定のございます。軽油引取税は、明らかに目的税であると思うのでござります。

ただ、揮発油税につきましては、揮発油の税収と同額を道路整備財源として道路整備のために使うと言つておるのでございまして、揮発油税の収入そのものを道路整備のために使うと申しておるのではないのでござります。そこで、揮発油税は目的税ではないといふことになるのでござりますが、たゞ、揮発油税の収入と同額を道路整備のために使う、こういうことになつておりますので、したがつて、実質的には目的税と同じような性格があるといふことからいたしまして、目的税的な性格のものである、大臣はさように申し上げたと思うのでござります。

○木村賀八郎君　どういうわけでぞういうややこしい解釈をしなければならないのですか。主税局長は目的税といふものについてどういうふうにお考えか。ですから、いまの御答弁ですとか、揮発油税は一般財源に入れるわけですか。全体の財源に入れるのであって、それを道路に使うときは、揮発油税として一般財源に入った金であるか、あるいは所得税で入った金であるか、あるいは物品税として入った金であるか、それはわからぬのですよ。とにかく

いうことですね。それで、なぜそういうややこしい解釈をしなければならないのか。それはやはり、目的税といふものに対し、政府は目的税としては都合が悪いからそういう解釈にするのではないか。これは目的税は私は反対であります。目的税、目的税でみんなやられたら、どうなってきますか。教育税だ、社会保障税だ、みんなこうなつたら、非常に混乱してくると思います。したがって、政府としては、目的税として規定することは困る。税制の中にたとえば特別とん税とか、あるいは地方税には都市計画税とかござりますが、しかし、国的一般会計の財源に目的的な税制を織り込むことは、これは都合が悪い。全体の税制の立場から考えてそういう解釈をされているのではないかと思うのですが、この点について私はどうもよくわからぬのですが、これは揮発油税を設けるときに非常に問題になつたわけです。その点について、一般の人々にわかりやすく説明していただきたい。

というのは、今度の減税にあたりまして、一般の人はわからぬと思うのです。揮発油税はこれは増税になるのだけれども、別だ別だ。増税ではない。いままでは目的税だから増税ではないと、こう言っていたわけです。あとで私が言いましたら、訂正いたしましたけれども、一般の人々にわかりいいように。だれが見たってこれははっきり増税ですよ。それを増税でないというふうに言うのは、何かもつとはつきりした根拠がなければならぬのです。それを目的税であるから増税でないと言つておつたのです。ところが、目的



たしますときには、先ほど申し上げました税制改正による増徴のみならず、先ほど申し上げました消費量の増加によるところの揮発油税、あるいは地方道路税、あるいは軽油引取税の増収も全部含めまして計算いたしませんといけませんので、これは国税の全体の収入額、それから地方税全体の収入額、それに御承知のたゞこ専益金を加えまして、国民所得に対する租税負担率を計算いたしておるのであります。

○木村喜八郎君 その点はわかりまし

をどういうふうに考えるべきか、これはいろいろ問題があるところだと思いますのでございますが、私どもいたしましては、国民の名目所得が上がりましての場合におきまして、所得税は名目所得に課税されますから、それだけ税負担は累進構造によって上がるわけであります。しかし、それを実質所得に置きかえまして見た場合の実質所得の伸び、この実質所得の伸びに対応するところの税負担の増加、これはまあ実質所得がそれだけふえるわけでありますから、それは当然のこととしてがまんしていただかなければいけない。しかし、その名目所得に課税されるために、実質所得がふえるのに応じてふえる税負担分以上にふえる分について、これは減税によつて調整すべきであります。したがつて、また、減税したという場合におきましても、その実質所得がふえるのに応じて税負担がふえるところまでの調整部分の減税は、これは調整減税である。実質的な負担の減税ではない。それ以上に減税する場合に初めて実質的な減税である、このように考えておるのであります。

表明したのでござります。その後、この三〇%という論拠についていろいろ問題があるのではないかというような論議がいろいろございまして、したがつて、三十九年度の税制改正の際におきましたは、その点についてはあまり強く発言しないことにいたしたのですが、私が先ほど申し上げましたように、個々の所得階層、世帯構造によつて違いましょけれども、所得税の減税を行なう場合におきまして、調整的減税の部分と実質的減税の部分とは十分区別して考えなければならぬと思ひます。それからまた、私どもとしては、でき得べくんば統計的にどの部分が調整的減税であり、どの部分が実質的減税であるかを、いかにして測定すべきかということの検討をいたしたいと思っております。ただ、お話しの三〇%という数字は、いかにも大ざっぱな数字でござりますので、もう少し精密な検討を遂げた上でないと、どの程度が調整的減税であり、どの程度が実質的減税であるかということは正確に申し上げかねるのでございます。

売った場合に、正味の商品と、そうでない、からみたいなものがあるわけですね。中身と包装みたいなものがあるのか、そこはやはりはっきりしてもらえば、ほんとうになるほどこの部分が実質的減税なのか、この部分は調整なのが、そうなれば、今度われわれが無用な政府批判をしなくてもいいわけですよ。確かにこれだけはほんとうに減税になっているのだ、全部はそういうじゃないけれども。

そこで、一応三〇%ということは税制調査会が三十八年度の答中のときに言われましたが、一応三〇%と仮定しますと、三十九年度は二千億の三〇%で六百億ですよ。ところが、所得税の減税は六百五十五億なんです。六百五十五億から六百億を引きますと、五十五億の実質減税にすぎないということになる。それを前提にすれば五十五億の減税にすぎない、実質減税は。そうなると、減税だ減税だとずいぶん騒いでおりますけれども、実質減税は五十五億なんです、三〇%を前提にすれば。

それから、ついで伺いますが、三十八年度の所得税の自然増収は幾らと見込まれましたですか、所得税の自然増収。

○政府委員(泉美之松君) 三十八年度予算の際におきましては、三十七年の当初予算に対しまして千九百七十三億の自然増収を見込んだのでござります。

○木村禪八郎君 千九百七十三億…。○政府委員(泉美之松君) さようですが

○政府委員(泉美之松君) これは初年度五百九十九億でございまして、平年度額、これはもつとも、いろいろ、租税特別措置を含めての話でございますけれども、平年度六百六十八億でございます。

○木村福八郎君 所得税ですよ。

○政府委員(泉美之松君) そうでござります。

○木村福八郎君 そうしますと、三十八年度も千九百七十三億、そつと二千億ですね。千九百七十三億の三割、五百九十一億ですね、五百九十一億減税をしなければ……。五百九十一億というのは、名目所得による増収であること。ところが、所得税の減税は五百九十億ですよ。そうすると、一億の増税率になりますよ。大体どんどん見まして、実質減税はなかつた。所得税については物価調整だけであつたと、こういうことになるわけですよね。そういうことになりませんですか。

○政府委員(泉美之松君) お話をようなことを、もし比較されるとすれば、私が先ほど申しましたように、ます第一に問題になるのは、三〇%という数字だと思います。で、これはわれわれのほうにおきましても、あの當時できただけ所得税の一般減税を行ないたいのであって、特別措置による減税は好ましくないという気持ちがございましたて、強く所得税の減税の必要を力説いたした点がございます。

それで、三〇%という点につきましては、先ほども申し上げましたように所得の構成、それから世帯構成、所得の増加の違いによりまして、著しく違いままして、必ずしも三〇%という数字

10. The following table summarizes the results of the study.

をすべての場合に適用することはむずかしいのではないかと思います。

言つたようなことでなけりやならぬと思ふのですよ。

に税といったようなものは経済的に見  
なれば意味がないと思うのでござい

う考え方を取り入れたことは、これは  
ぼくは正しいと思うのですよ。それは

上家計費がかさむわけです。一万六千円以上家計費がかさむのに、減税は二

ただ、かりに三〇%という数字をお使いになるとしても、その場合比較すべきは平年度の数字であるべきであります。そういう年度の数字では、減税の規模といふものは、いつから減税を行なうかによつて動きます。それはやはり平年度の数字で見るべきだと思いまして、初年度の数字では、減税の規模といふものは、いつから減税を行なうかによって動きます。それはやはり十五億円でございます。したがつて、木村委員のおっしゃるように五十五億税の減税の平年度化した金額は七百四十五億円でございます。ただ、三〇%という数字を一度出したものでござりますから、それを前提とすると言われますと、はなはだ弱いのでござりますけれども、三〇%の数字というものは、そういう意味ではいろいろ問題のある数字でございます。私どもといたしましては、今後、税制調査会におきまして、先ほど申し上げましたように減税の、調整的減税と実質的減税とを区分すべきだという見地からいたしまして、こういった数字について検討いたしたいと思っております。どうか、それまであります三〇%という数字はお使いにならないよう、お願いいたしたいと思うのでございます。

かりに平年度でいたしますと、七百四十五億減税としても、これからさつきお話ししたような名目的な物価調整減はやはり、実質減税を考えるときには、差つ引いて考えるべきである。そうなりますと、政府は減税減税と国民に言う場合に、実質減税で言つてゐるのか、あるいは名目減税で言つてゐるのか、とにかく実質減税と名目減税をこっちゃにして言つてゐるわけですね。だから、二千億以上の減税といつても、その減税によつてほんとうに家計が軽くなると、こういうものではない。たとえば三千五百億といつても、二千億以上といつても、二千億以上がそれだけ実質減税ではないと。そういうふうに理解すべきでしよう。その何%かは実質減税の分はあると見てもいいのです。でもあります、そこにそういう物価調整分のこれを減税といつていいのかどうか、これも問題だと思うのです。これが今後その数字をお出しになると、これは物価調整と出すべきですよ、こっちが減税と。こうなればつきりします。いかがですか、この点についてお聞かせください。

減になるものと物価の上昇を調整するものとある、これを区別をして考えなければならないと思うのでございましょう。

ただ、わが国の消費者物価の騰貴がここ三年ほど非常に高いために、こういう論議があるのでございますけれども、それほど消費者物価の上がつておらない諸外国におきましては、別にそれほど実質減税、調整減税といった区別をしてまで論議しておるとは見受けません。しかし、いまお話しのように、最近のように消費者物価が六%をこして騰貴しておる状況におきまして税負担の問題を考える場合におきましては、そうした問題意識をもつて、どこまでが物価の調整であり、どこまで以上が実質的な減税か、これは考慮しておかなければならぬものと考えるのでございます。したがつて、用語を使います場合に、法律的意味で減税というのか、それとも経済的意味で減税というのか、しかも、その経済的意味で減税という場合に、物価の調整をどういうふうに考えるか、こういった点を考えていかなければならぬと思いますのでございます。私どももいたしましても、今後そういった点について税制調査会の審議をもつとこまかくやつし、きたい、かように考えておるのでござります。

物価があまり急激に上がり出したから……。税制調査会が物価調整ということを言ひ出さなければ、あれを国民ははつきりせぬわけですよ。政党が減税という場合には、ちゃんと実質減税と明らかに責任だと思うのですよ。国民党はよく審議をして減税しませんと、選挙のとき一千億減税と言つたって、科学的に十分に調査をしていけば、実質減税といふものは二千億じゃないのですよ。まあさうさつきの押発油税等もござります。それは好まないのでけれども、先ほど述べた本会議で草葉隆圓氏が、三十九年度度計算の賛成討論をするときにあいいうふうのものを差し引いていくと、これは申さないのだけれども、たとえば夫婦子供三人の場合ですね、今度の最低課税額は四十八万幾らになつた、非常に減税したことをおおっしゃらなければ、私は申さないのですが、しかしながら、実際に目にするのと、第一に夫婦子供三人でたとえば五十万円の所得の人が幾ら減税になるか、二千九百十七円の減税です。二千九百十七円の減税に対し、消費費負担ではないでしよう、そのうち半割ぐらいは貯蓄とかなんかに向かうとして、四十八万円としても、その

九百十七円です、これで減税されたといったって、ほんとうに家計は楽にならない。こういうことになるなら、むしろ減税なんかしてもらうより物価を上げないようにしてもらつたほうが、家計としては楽であるということも起ります。

第二には、夫婦子供三人の場合の最低課税額ですね、四十八万幾ら。その場合に、いわゆる最低生活費ですね、最低生活費を今度は四・二%物価が上がった場合の計算をすると、私は主税局に計算してもらいましたが、最低生活費にまた税金が食い込むことになります。そうすると、物価調整による最低課税限の引き上げは、三十八年度に物価が上がって生活費が上がった分を調整しているのであって、三十九年度の消費者物価の値上がりによる家計費の負担については、これは調整していない。これはおそらく来年度やることでしょう。そうすると、みんなあとから追っかけていくと、こういう形になってしまい。それは独身の場合は違いますよ。少なくとも夫婦子供三人の場合はそうです、はつきりいえば。もうここに数字ございますが、時間取りますから、これはもう主税局から私は計算しましたので、それはもう主税局長さんよく御存じなはずですよ。どうのくらいいになりますか、五、六千円やはり食い込むことになります。そうなると、草葉隆圓氏が本会議の討論で、減税によって非常に家計の負担が楽になつたと討論されましたけれども、もう少し実態に即してやらぬと、大政黨の自民党の方の討論としてはお粗末過

○木村福八郎君 税制調査会の答申であります。三〇%が絶対に正しいとは答申しておりません。私も、その点は、多少計算數に狂いがあるということは知っています。ですから、これはあの算定でござりますが、あれでいいかどうか、これも疑問に思うのですけれども、しかし、問題意識はいま私が

○政府委員 岩美之松君) お詫の御用語でござります。私はもとしましては、減税という場合、大臣御承知のとおり、法律的用語によるとこらの減税と申しますのは、現行法を改正することによって生ずることの減収額を減税と呼ぶことになります。これは法律的にはそれが正しいと思うのでござります。ただ、法律的にだけ考えるのは適当でないので、こ

どういうふうに考えるか、こういった点を考えていかなければならないと思うのでございます。私どもいたしましても、今後そういった点について税制調査会の審議をもつとこまかくやつていきたい、かようになっておるのでござります。

○木村福八郎君 今後ぜひそういうふうにしていただきたいと思うのですが、日本の三十八年度に物価調整とい

ますと、第一に夫婦子供三人でなし  
れば五十万円の所得の人が幾ら減税にな  
るか、一千九百十七円の減税です。  
二千九百十七円の減税に対し、消費  
者物価が四・二%上がって家計費負担  
があえれば、まあ五十万円全部が家計  
費負担ではないでしょう、そのうち二  
割ぐらいは貯蓄とかなんかに向けら  
るとして、四十八万円としても、その  
四・二%になりますと、一万六千円だ

局長さんよく御存じなはずですよ。どちら、これはもう主税局から私は計算してもらいましたので、それはもう主税局のくらいになりますか、五、六千円やはり食い込むことになります。そうなると、草葉隆圓氏が本会議の討論で、減税によって非常に家計の負担が楽になつたと討論されましたけれども、もう少し実態に即してやらぬと、大政黨の方の討論としてはお粗末過

○木村禧八郎君 稅制調査会の答申で  
も、三〇%が絶対に正しいとは答申し  
ております。私も、その点は、多少  
計数に狂いがあるということは知っ  
ております。ですから、これはあの算定  
がしかたでござりますが、あれでいい  
だかないようにお願いいたしたいと思  
うのでござります。  
○政府委員(泉美之松君) お詫びの御意  
旨はよくわかるのでござります。私  
もとしましては、減税という場合、本  
村委員御承知のとおり、法律的用語を  
よるところの減税と申しますのは、現  
行法を改正することによって生ずると  
ころの減収額を減税と呼ぶことにあ  
る。これは法規的にはそれが正しいと

○木村福八郎君 今後ぜひそういうふうに考えておるのでござります。ごときたい、かように考えておるのでござります。

調査会の審議をもつとこまくやつても、今後そういった点について税点を考えていかなければならぬと思ふのでございます。私どもいたしましても、ごときたい、かように考えておるのでござります。

ますと、第一に夫婦子供三人でたゞ  
えは五十万円の所得の人が幾ら減税になるか、一千九百十七円の減税です。二千九百十七円の減税に対し、消費  
者物価が四・二%上がって家計費負担  
がふえれば、まあ五十万円全部が家計  
費負担ではないでしょう、そのうち二  
割ぐらいは貯蓄とかなんかに向けるよ

ら、これはもう主税局から私は計算してもらいましたので、それはもう主税局長さんよく御存じなはずですよ。どのくらいになりますか、五、六千円やはり食い込むことになります。そうなると、草葉隆圓氏が本会議の討論で、減税によつて非常に家計の負担が楽になつたと討論されましたけれども、み

したくないけれども、ああいこうとを  
きると思う。そういうことはあまり申  
言われておるから、事態をはつきりさ  
したのです。

○政府委員(泉美之松君) お話をよう  
に、給与所得者で年収五十万円の場合  
におきまして、これは木村委員の仰せ  
ともよと違いますけれども、いずれ  
にしても、平年分二千七百二十円、初  
年度は二千五十二円軽減になるのでござ  
ります。ただ、私どもいたしまし  
ては、物価がかりに三十九年度に四・  
二% 謙貴するといった場合、そ  
れを全部所得税の減税によつてカバー  
することはむずかしいのではないか。  
結局、所得税の增收の中にも見ており  
ますように、賃金の増加があるわけで  
ござります。したがつて、物価の上昇  
は相当程度賃金の上昇によつてカバー  
されるべきものでありまして、それ  
を、二千七百円しか所得税の減税がで  
きない、それでは消費者物価の上昇に  
による影響で生活が著しく苦しくなると  
いうのは、私はむずかしい話であります  
して、そういうことはちょっと税の減  
税ではできないことでござります。や  
はり賃金がある程度上がるることによつ  
て、初めて物価謙貴による生計費に及  
ぼす影響を救うことができるのですあり  
ます。問題はそういったことで、所得  
が増加する場合に、名目所得に対しても  
稅が課稅されますから、先ほど申し上  
げましたように、名目所得が増加し、  
消費者物価が上昇する。その場合に、  
実質所得の増加に対応する程度以上に

うだけでありまして、物価騰貴によって生計費に及ぼす影響を全部減税によつてカバーするということは、私はなかなかできないことだと思うのであります。したがつて、やはりそれは所得増加とそれに対応するところの実質所得の増加、これを考えながらいうふうに減税をやっていくかとすることが一番大切なではないかとうのでございます。

○木村禎八郎君 そう言われますと私また今度は賃金と物価の問題について質問しなければならぬのですけれどもね。これはもう非常にむずかしい問題ですね。だから、物価が上がり生計費がかさむと、それは賃上げによって、所得の増加によつてカバーすべき部分はあると。全部減税によつてバーアするのではなくか困難ですからね。しかし、実態は、私が予算委員会でし上げましたが、昭和三十年から三八年の物価と賃金の関係を調べてみるとね、消費者物価は一%上がった。合併賃金は〇・四%しか上がってないのです。私がこういうふうに申ししたら、これは企画庁長官は、毎月労統計と消費者物価指數を持ってき比べて、賃金の上昇率のほうが物価上昇率より多いのじゃないかと、こうう答弁をしたのです。こんなお粗末な答弁はないと言つたんですね。これは賃金が上がる場合、きようは山君も討論しましたが三つ原因がありますよ。生産性が向上する場合と、

下がるのですよね、失業多くなると。そういう調査があるのですよ。そこで、生産性と物価と失業率、こういうものを総合してやると、これは三十年から三十八年までの実態を調査するに、消費者物価が一%上がったとき賃金は〇・四%しか上がっていないのです。賃金がそれ以上上がったら、消費者物価以上に上がったのは生産性が上がったこと、それからもう一つは失業率が低下したという点にあるのですよ。

ですから、そういう場合、やはり物価騰貴については、生計費のかさむのを得の増加によってカバーせいといふのは、それはその部分はカバーできているとすれば、それは生産性の向上とか失業率の低下によつてカバーできている。ですから、私は物価調整といふ場合は、やはり物価騰貴による家計費の負担、かさむ分くらいはやはり税金で調整すべきだと、そう思います。ことに全部は無理としても、最低課税限、あるいは最低生活費くらいは引き上げるべきだと。だから、夫婦子供三人の場合、最低生活費に食い込むような課税はすべきじゃないと。この点はどうなんですか。少なくともそこまでは調整すべきである。

○政府委員(堀美之松君) お話をよう

に、所得税は、これは応能負担の最も典型的な税といつましても、できるだけ最低生活費に食い込まないようにするということは、これはもう当然のことであろうと思うのでございます。ただ、問題は、それは最低生活費というものをいかにして算定するか。これがあまり技術上の非常にむずかしい問題であることは、木村委員も御承知のと

おりであります。私どももマーク・ト・バスクット方式によりまして算出いたしておりますが、これは必ずしも最低生活費ではなくて、基準生計費であるというふうに考えております。しかし、これについてもちろんいろいろの御批判のあることは、いろいろと承つておるのでござります。しかし、そういう意味で、その課税最低限度をできるだけ引き上げるようにつとめべきだということは考へておるのでござります。

ただ、これは木村委員も御承知だらうと思いますが、世帯別の私どもが算出いたしておりますマーク・ト・バスクット方式による標準生計費の場合におきまして、課税最低限と比較いたしますと、他の世帯では問題がないのですが、夫婦子供三人の標準世帯のところが問題になるのでござります。と申しますのは、他の世帯のところでは課税最低限と標準生計費との開きが四、五万円あるわけでござります。したがいまして、多少消費者物価の騰貴の影響がありましても、これはその開きによって救われるわけでございます。ただ標準世帯の場合だけは、その開きがきわめて少ない。そこで、標準世帯のときとどうしてその開きが少ないかということを検討いたしました。まあ若干ではありますけれども、もなおかつ、まだ不十分でござります。これは結局、そういった夫婦子供三人の標準世帯のところでは、まあ結構構成自体にもいろいろ問題がござ

控除のあり方、これに対する所得税の人的な問題が含まれているものと思うのでござります。したがつて、そういった他の世帯と違った問題が、標準世帯について他の世帯と違った問題が生ずるは、何に原因があるか、これを今後検究いたしまして、その問題を解決するようにつとめたい、かように考えておるのでございます。

○木村福八郎君 もう本年度は税法も上がつてしましましたから、もう間に合わないと思うのですがね。

次に、現在考える場合、特に子供の多い場合、ですから扶養控除ですね、扶養控除については、子供の多い人についての特に私は考慮の必要があるのではないか。これは何回も申しましたけれども、この点この次のあれには十分思い切つて引き上げる必要があるのではないかと思います。大体四十八万円くらいというのは低いですよ。六十万円ぐらいでできませんか、この次に。

○政府委員(泉美之松君) 標準世帯の課税最低限をどのようにすべきか、いろいろ検討はもちろんいたします。お話をのように、標準世帯について課税最低限を六十万円にいたそうと思って計算いたしますと、所得税の減税額が一千八百億減税財源が必要となることになるのでございます。そういった検討はもろんいたしたのでございますが、全体の減税財源との関係からいたしまして、今回はこの程度にとどめざるを得なかつたわけでございます。

○木村福八郎君 まだだいぶ質問が残っているのですがね。結局、ここで委員長と理事さんとで、さつきの要望

申し上げたことがあります。

ただいて、一応私はこの程度で質問は中断させていただきます。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めます。

暫時休憩いたします。

午後八時二十六分休憩

○委員長(新谷寅三郎君) 委員会を開会

○委員長(新谷寅三郎君) 委員会を再開いたします。

先刻、本村委員より御要望のありました、文教委員会との合同審査ないし参考人の招致の問題につきましては、理事会において十分協議をしてみましたが、結果としましては、協議がまとまるに至らなかつたのであります。この点、御報告いたしておきます。

休憩前、議題といたしました五件の議案のうち、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、関税定期率法等の一部を改正する法律案、自動車検査登録特別会計法案、以上三件につきましては、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、順次討論、採決に入ります。

まず、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を

明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、この法案に反対をします。

政府は、この法案提出の理由を、もっぱら道路整備のための財源捻出、そのための目的税的性格を持つものと説明していますが、これは欺瞞であります。揮発油税は毎年大幅な自然増加を見ているにもかかわらず、今回えて増税を行なうのは、一部負担者の負担を不適に加重することになります。

本来、道路計画そのものに大きな問題をほらんでいます。国民が求める道路政策は、真に日當国民の生活に直結した道路の早急な整備であります。これが石炭合

をはらんでいます。国民が求める道路政策は、真に日當国民の生活に直結した道路の早急な整備であります。これが石炭合

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない

と認めます。

○委員長(新谷寅三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

○委員長(新谷寅三郎君) 「賛成者挙手」

によつても明らかであります。

第二の理由は、関税政策はまた、あまりにも日本独占資本の利益に奉仕しているという事実であります。今回の改正で関税特別還付金をあつかましくも一年間延長し、これを既得権化つてあることであります。これは石炭合

理化政策遂行のための財源の一部として、石油関税を引き上げ、電力、鉄鋼などの大企業の石炭割り当てと引きかえに、この引き上げ分の特別還付を行なうのでありますするが、この処置によって引き続き損害を受けるものは中小企業、農民、一般市民であります。

次に、関税定率法等の一部を改正す

る法律案の討論に入ります。御意見の

ある方は賛否を明らかにしてお述べを

願います。

○委員長(新谷寅三郎君) 「賛成者挙手」

す。関税定率法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(新谷寅三郎君) 「賛成者挙手」

と認めます。

開いたします。

午後十時十七分開会

午後九時五十分休憩

午後九時四十二分開会

午後八時二十六分休憩

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、この法案に反対をいたします。

反対の根本的理山を簡単に一言だけ申し述べます。この法案は、日本の飼料政策の完全な自主性の放棄という点で、重大な性格を持つています。政府

は、日本の麦作を制限し、アメリカからの大量な輸入を行ない、アメリカに対する飼料市場の占拠を許すということをあえて行おうとしております。そして、このことは、開放経済体制下のいわゆる国際分業という口実を設けて、飼料の国内における自給自足の体制を投げ捨てたのであります。そのためには、農民に深刻な影響を与えることになります。そうして、これらの犠牲において、アメリカとぐに争った独占的な日本商社の利益を保障しようとするものであります。以上を反対の根本的な理山とします。

○天田勝正君 私は、本法案に賛成をいたします。

その理由を簡単にお述べします。本法案は、元来、わが国の輸入飼料の食管における勘定区分が農産物価格安定法に基づく農産物価格安定勘定に入れられておったのであります。もとより、これは法律の根拠の違ひが異

質のものでありますから、初めより本来は別にすべきものであったのであります。さらに、最近は飼料の輸入が増大いたしまして、農産物価格安定勘定の中の比重は、むしろ本来のそれよりも高まってまいりました。そういうことから会計区分を明らかにしようと認めますから、賛成であります。

ただし、質疑の過程を通じまして、ここに注意を喚起しておかなければなりません問題は、わが国の輸入食糧、また飼料にいたしましても、その輸送の船舶は、実に八〇%をこえる外船を使用しておりますのであります。このことは、大国かつ豊かな国であります

アメリカさえも、バイ・アメリカン、シップ・アメリカンを実現しておる際に、わが国のごとく最も外貨を大切にしなければならない國において自國の船を使わないという至つては、全く驚くほかないでございます。およそ各國に私どもが参りましても、外貨の節約あるいは外貨の獲得ということにつきましては、かなりの無理をいたしました。これを行なつておるのにございまして、しかるに、本委員会における質疑を通じて見まするならば、食管当局においては、今日まで何らこれが改善をすることなく、さらに残念なことは、今後も改善の意図は見られないということであります。幸いにしまして、大蔵大臣の答弁は私の意見に同調されまして、これが改善のために努力をする旨が答えられ、かつはまた、委員長におかれても、この問題をさらに国政調査において取り上げられる旨を

審議を通じてこの問題の解決に資したと存じております。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御意見ありますから、討論は終局した

ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に

賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後十時二十二分散会